

## 令和2年度「地方路線バス及び貸切バス助成事業」実施要領

公益社団法人日本バス協会

### (事業目的)

第1条 この要領は、バス輸送改善推進に関する活性化事業実施要綱に定めるものほか、公益社団法人日本バス協会（以下「日本バス協会」という。）が運輸事業振興助成交付金による中央事業として、バス輸送の改善推進に関する活性化事業「地方路線バス及び貸切バス助成事業」（中古車購入費助成）を実施するため必要な事項を定め、都道府県バス協会（以下「地方バス協会」という。）所属の会員事業者（公営事業者を除く。）に対し、助成金を交付することを目的とする。

### (助成対象及び助成額)

第2条 この助成は、地方路線バス助成事業及び貸切バス助成事業それぞれにおいて導入する車両について対象とする。

#### 2 地方路線バス助成事業

①地方路線バスの助成対象は、定期観光バス、高速バス及び限定バスを除き東京都の特別区又は政令指定都市以外に車両登録（予定を含む。以下、同じ。）する中古車両を対象とする。

ただし、次のア、イ、ウ及びエの場合は助成対象とするが、オ及びカについては助成対象としない。

ア 東京都の特別区以外と東京都の特別区を結ぶ路線で使用する車両の車両登録が、東京都の特別区以外の場合は、助成対象とする。

イ 東京都の特別区と東京都の特別区以外を結ぶ路線で使用する車両の車両登録が、東京都の特別区であっても、助成対象とする。

ウ 政令指定都市以外と政令指定都市を結ぶ路線で使用する車両の車両登録が、政令指定都市以外の場合は、助成対象とする。

エ 政令指定都市と政令指定都市以外を結ぶ路線で使用する車両の車両登録が、政令指定都市であっても、助成対象とする。

オ 東京都の特別区と政令指定都市を結ぶ路線で使用する車両の車両登録が、東京都の特別区の場合は、助成対象としない。

カ 政令指定都市と東京都の特別区を結ぶ路線で使用する車両の車両登録が、政令指定都市の場合は、助成対象としない。

②地方路線バスの助成対象車両、助成車両数及び助成額（予算額を限度）は、次のとおりとする。

ア 助成対象車両は、初度登録が平成10年10月1日からの長期規制適合車以降で、地方路線バスとして使用する中古車両とする。

イ 助成車両数は、10両を限度とし、助成額は、導入車両1両当たり5万円、1都道府県1事業者当たり50万円を限度とする。

#### 3 貸切バス助成事業

①貸切バスの助成対象は、47都道府県内に車両登録する中古車両を対象とする。

②貸切バスの助成対象車両、助成車両数及び助成額（予算額を限度）は、次のとおりとする。

ア 助成対象車両は、初度登録が平成10年10月1日からの長期規制適合車以降で、貸切バスとして使用する中古車両とする。

イ 助成車両数は、10両を限度とし、助成額は、導入車両1両当たり5万円、1

都道府県 1 事業者当たり 50 万円を限度とする。

4 地方路線バス助成事業及び貸切バス助成事業の助成対象等

- ア 地方路線バス助成事業及び貸切バス助成事業（以下、「両事業」という。）については単独助成とし、国並びに地方公共団体（地方バス協会を除く。）から中古車の導入に際し、補助を受ける場合は助成対象としない。
- イ 両事業の助成対象車両は、軽油使用車（CNGバスを含む）であって、地方路線バス又は貸切バスとして使用する乗車定員 11 人以上の中古車の購入（リースを除く。）とする。
- ウ 両事業の 1 両当たりの助成額は、申請額が予算額を上回った場合は予算額の範囲内で調整し、助成単価（千円未満切捨）を決定することとする。
- エ 両事業について、助成対象車両 1 両当たりの購入費用が 5 万円に満たない場合は、その購入費用の金額（千円未満切捨）を助成限度額とする。  
なお、その場合においても助成車両数は、両事業ともそれぞれ 10 両を限度とする。
- オ 両事業とも地方バス協会会員として所属する都道府県内に車両登録をしている車両とし、車両登録期間は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。
- カ 両事業ともリース車両の買い取りであって、使用者が購入前と購入後において同一の場合は、助成対象としない。
- キ 両事業（中古車助成）の助成を受ける会員事業者は、「人と環境にやさしいバス普及事業」（新車助成）の助成は受けられない。

（交付申請）

第 3 条 会員事業者は、この助成の申請をする場合は、様式 1 の「地方路線バス及び貸切バス助成事業」の選定及び助成金の額の決定依頼書（以下「交付申請書」という。）を、令和 2 年 11 月 30 日までに、会員事業者が所属する地方バス協会を経由して日本バス協会に提出しなければならない。

なお、複数の地方バス協会に所属している会員事業者は、車両登録をしている都道府県に属する地方バス協会を経由して交付申請書を提出するものとする。

2 地方バス協会は、交付申請書を受理したときは所要の審査を行い、様式 2 により日本バス協会に提出するものとする。

（交付決定）

第 4 条 日本バス協会は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、会員事業者に対して様式 3 により地方バス協会を経由して通知する。

この場合において、日本バス協会は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定を行うものとする。

2 地方バス協会へは、別途様式 4 により通知する。

（申請の取下げ）

第 5 条 交付決定後、申請の取り下げをする会員事業者は速やかに、地方バス協会を経由して、様式 5 の「地方路線バス及び貸切バス助成事業」取下げ申請書を日本バス協会に提出しなければならない。

（助成事業完了報告及び助成金交付請求書の提出）

第 6 条 会員事業者は、対象車両の導入完了後、助成金の交付を受けようとする場合は、様式 6 の「地方路線バス及び貸切バス助成事業」完了報告及び助成金交付請求書

(以下「交付請求書」という。)を地方バス協会を経由して日本バス協会に提出しなければならない。

2 地方バス協会は、交付請求書を受理したときは、所要の審査を行い、様式7により日本バス協会に提出しなければならない。

(助成金交付)

第7条 日本バス協会は、前条の交付請求書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、適切と認められるときは、地方バス協会を経由して会員事業者に助成金を交付する。

(助成金の交付取消と返還)

第8条 会員事業者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、本助成金を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 会員事業者が地方バス協会を脱会したとき。
- (4) その他助成金の交付内容若しくはこれに付した条件、その他法令又は本要領に基づく命令に違反したとき。

2 前項の場合において、当該取消にかかる助成金が、既に会員事業者へ交付されているときは、日本バス協会は会員事業者に対し、期限を定めて返還を求めることができる。

3 会員事業者は、第1項に掲げる各号に該当する事実が発生した時点で、その内容を遅滞なく地方バス協会を経由して日本バス協会に報告し、その指示を受けなければならない。

(財産処分の制限)

第9条 会員事業者は、助成金交付の対象となった当該車両については、導入後の登録日から起算して3年を経過するまでは、日本バス協会の承認を受けないで、当該車両を助成金の交付の目的に反する使用、他の都道府県への車両登録変更、譲渡、交換、廃車又は貸付若しくは担保(以下「処分」という。)に供してはならない。

2 会員事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式8の財産処分承認申請書(以下「財産処分申請書」という。)を地方バス協会を経由して日本バス協会に提出し、その承認を受けなければならない。

なお、日本バス協会は、「財産処分申請書」の申請内容によっては、会員事業者に対し助成金の返還を求めるものとする。

3 地方バス協会は、財産処分申請書を受理したときは、申請内容を確認し、速やかに様式9により日本バス協会に提出するものとする。

(提出部数)

第10条 この要領に定める申請書その他の提出部数は、2部とする。(1部は地方バス協会が保管する。)

(その他必要な事項)

第11条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、日本バス協会が別にこれを定める。

附則(令和2年6月23日)

この要領は、令和2年4月1日から適用する。



様式1

令和 年 月 日

(地方バス協会経由)

公益社団法人 日本バス協会会長 様

所在地

事業者名

役職名

代表者名

担当部課名

担当者名

TEL

印

「地方路線バス及び貸切バス助成事業」の選定及び助成金の額の決定依頼書  
(令和2年度)

地方路線バス及び貸切バス助成事業実施要領第3条の規定に基づき、下記のとおり標記事業の選定及び助成金の額の決定を依頼します。

記

1. 導入中古車両数及び助成金決定依頼額

事業別	導入車両数	助成単価	決定依頼額
① 地方路線バス	両	50 千円	千円
② 貸切バス	両	50 千円	千円
合計 ① + ②	両		千円

※ ①地方路線バス及び②貸切バスの限度車両数は、それぞれ10両です。

2. 導入中古車両の年式・型式

導入車両の年式及び型式については、別添見積書写し及び売買契約書写しのとおり

(注) 導入車両の見積書写し及び売買契約書写しを添付すること。

なお、様式1提出時に割賦販売契約書又は延払売買契約書がある場合は、その契約書写しも添付すること。

また、車両を導入済みの場合は、加えて車検証写し、写真も添付すること。

(写真については、車両全体及び登録番号の確認ができるもの。また、地方路線バスとして使用する車両の場合は、ノンステップ等の箇所が確認できる写真。)

名業者事

(注) 1 地方改組バフトヤチを申請する場合の記入は「地方改組バフト生一記入」である。

事業別の割合は、貿易ハブのいずれかを記入してください。

3. 車両別の種別による申請をされる場合、「ノンステップバス」、リフトバス、低床

4. 車両別欄とともに記入の必要はありません。

5. 車両購入金額の欄へ、千円未満は切り捨ててください。

（例）5画面が全て同一路線で使用する場合でも、それぞれ記入することも。したがって、5行に記入してください。

新道院附設冒險事業者當在1500至1700人左右。其子孫中之成績優異者，得資助以完成高等教育。

## 記入例

事業者名 ○○△バス 株式会社

事業別	車両別	車両登録地		使用路線		車両購入金額 (千円)	導入予定期 (年月日)
		区市町村名	営業所名	出発地	到着地		
路線バス	ナンステップバス	○○市	△△営業所	◎◎駅	●●センター	3,500	R 1 . 10 . 1
	低床スロープ付バス	○○市	△△営業所	◎◎駅	◆◆車庫	3,000	R 2 . 1 . 30
貸切バス	○○市	△△営業所				10,000	R 1 . 7 . 10
							H . .
							H . .
							H . .
							H . .
							H . .
							H . .

(注)1. 地方路線バス及び貸切バス双方を申請される場合は、地方路線バスを先に記入してください。

2. 事業別の欄は、「路線バス」または「貸切バス」のいずれかを記入してください。

3. 車両別の欄は、「路線バスの申請をされる場合、「ナンステップバス」、「リフト付バス」、「低床スロープ付バス」、「その他」のいずれかを記入してください。

4. 貸切バスの申請をされる場合は、車両別欄、使用路線欄ともに記入の必要はありません。

5. 車両購入金額の欄は、千円単位で記入し、千円未満は切り捨ててください。

6. 導入車両1両ごとに記入してください。(例:5両が全て同一路線で使用する場合でも、それぞれ記入することとなる。)

7. 地方路線バス助成事業とどちらに助成限度額は、それぞれ「都道府県1事業者当たり500千円(1両当たり50千円×10両)までとなりますので、その範囲内で申請してください。

8. 1両当たりの購入費用が50千円に満たない場合は、その購入費用の金額(千円未満切捨)を決定依頼額とし、様式1に記入してください。  
ただし、決定依頼額の総計(申請合計)が「地方路線バス助成事業」の予算額を上回る場合は、助成額は減額となります。

様式5

令和 年 月 日

(地方バス協会経由)  
公益社団法人日本バス協会会長 様

事業者名

役職名

代表者名

印

「地方路線バス及び貸切バス助成事業」取下げ申請書  
(令和2年度)

令和 年 月 日付け、日バス協総第 号にて交付決定を受けた「地方路線バス及び貸切バス助成事業」について、下記のとおり取下げたいので、地方路線バス及び貸切バス助成事業実施要領第5条に基づき、申請いたします。

記

1. 取下げる車両の内訳

車両区分		車両数	助成額	取下げる理由
地方路線バス	ノンステップバス	両	千円	
	リフト付バス	両	千円	
	低床スロープ付バス	両	千円	
	その他	両	千円	
貸切バス		両	千円	
計		両	千円	

(地方バス協会経由)

公益社団法人日本バス協会会長 様

事業者名

役職名

代表者名

印

「地方路線バス及び貸切バス助成事業」完了報告及び助成金交付請求書  
(令和2年度)

「地方路線バス及び貸切バス助成事業」が完了したので、地方路線バス及び貸切バス助成事業実施要領第6条に基づき、下記のとおり助成金を交付されるよう請求いたします。

なお、助成金については、地方バス協会を経由して、お支払い下さるようお願いいたします。

## 記

## 1. 助成対象車両数及び助成金請求額

	地方路線バス ①	貸切バス ②	車両数及び請求額合計 ①+②
助成対象車両数	両	両	両
助成金請求額	千円	千円	千円

## 2. 助成金振込先

金融機関	※1		
		銀行	
		信用金庫	
		その他	支店
預金種別		※2	
		普通預金	当座預金
口座番号			
口座名義			

(注)1. ※1の欄は、金融機関名を記入のうえ、銀行・信用金庫・その他のいずれかを○で囲んでください。

2. ※2の欄は、普通預金・当座預金のいずれかを○で囲んでください。

3. 助成金は、地方バス協会を経由して、上記の口座に振り込まれます。

4. 地方路線バス事業(車両区分別)及び貸切バス事業別に次の資料を添付してください。

①自動車検査証の写し

②領収書写し又は、振込書写し (ただし、助成金交付請求書の提出時に添付できない場合は、請求書写しを添付することとし、事後に領収書写し又は、振込書写しを必ず提出すること。)

なお、割賦販売契約(延払売買契約)の場合は、この契約書写しを添付すること。(ただし、この場合は領収書写しは不要。)

③助成対象全車両の写真 (車両全体及び登録番号が確認できる写真。なお、地方路線バスとして使用する車両については、ノンステップ等の箇所が確認できる写真。)

令和 年 月 日

(地方バス協会経由)  
公益社団法人 日本バス協会会長 様

所在地  
事業者名  
役職名  
代表者名  
㊞

「地方路線バス及び貸切バス助成事業」財産処分承認申請書

年度の標記事業により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、「地方路線バス及び貸切バス助成事業実施要領」第9条に基づき、申請します。

記

1. 処分しようとする財産の明細
2. 処分の内容
3. 処分しようとする理由
4. その他必要な書類

## 参考1

(実施要領第2条関係)

1. 「限定バス」とは、旅客の範囲及び期間を限定して運行する乗合バスをいう。  
(博覧会の客、空港出入り客(リムジンバス含む)、イベント期間などに運行するバス)
2. 東京都の特別区・政令指定都市
  - ①東京都の特別区(23区)
  - ②政令指定都市  
札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市
3. 助成対象車両型式(地方路線バス及び貸切バス共通)

○長期規制適合車	型式の識別記号が	「KK-」「KL-」等
○新短期規制適合車	〃	「KS-」「KR-」「PB-」等
○新長期規制適合車	〃	「A*G-」「P*G-」「B*G-」等
○ポスト新長期規制 適合車以降のもの	〃	「L*G-」「Q*G-」「S*G-」等



日バス協総第193号  
令和2年6月26日

各都道府県バス協会会長 様

公益社団法人 日本バス協会  
会長 三澤憲一  
(公印省略)

令和2年度運輸事業振興助成交付金に係るバス輸送改善推進事業の  
実施要領の送付について

日頃は、当協会の交付金事業の実施につきまして、特段のご配慮を賜り誠にありがとうございます。

さて、令和2年度運輸事業振興助成交付金に係るバス輸送改善推進事業のうち、下記事業の「実施要領」を定めましたので送付いたします。お手数ですが、貴協会から会員事業者に周知方よろしくお願ひいたします。

なお、交付金の活用については法制化に伴い、その執行にあたっては、透明性や適切性が求められることから、その適切な運用の確保を図るようよろしくお願ひいたします。

記

1. 令和2年度「人と環境にやさしいバス普及事業」実施要領
2. 令和2年度「地方路線バス及び貸切バス助成事業」実施要領

## 参 考

### 各事業の交付申請書提出期限等について

実 施 事 業 名	日本バス協会あて 交付申請書提出期間
令和2年度「人と環境にやさしいバス普及事業」	令和2年11月 2日
令和2年度「地方路線バス及び貸切バス助成事業」	令和2年11月30日 (必着)

※1 交付申請書は、会員事業者が都道府県バス協会を経由して日本バス協会へ提出することとなります。

したがって、会員事業者が都道府県バス協会へ提出する交付申請書の提出期間は、各都道府県バス協会がそれぞれ指定する期間となります。

※2 「人と環境にやさしいバス普及事業」の申請をされる会員事業者は、「地方路線バス及び貸切バス助成事業」の申請はできません。

※3 「地方路線バス及び貸切バス助成事業」の申請をされる会員事業者は、「人と環境にやさしいバス普及事業」の申請はできません。

※4 申請様式については、各事業とも令和2年度様式をご使用下さい。